

広報

おおくま

2012年3月1日

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：0242-26-3844（代表）
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
大熊町公式ホームページ暫定版
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>



会津絵ろうそくまつり 2月10日 会津若松市

大熊幼稚園作品

町民の皆様へ

東日本大震災から、まもなく一年が経過しようとしています。ここ会津若松の冬も少しずつ和らぎ、春へと向かっております。

町民の皆様が、一日も早く不自由な避難生活から脱出し、身も心も温かな春を迎えられるよう、全力で取り組んでまいります。

大熊町では、モデル事業として11月中旬から役場付近や線量の高い夫沢地区の除染作業が進められております。役場付近については、中間報告ではありますが、約半分から3分の1に線量が下がり、夫沢地区も農地等については、表土を剥がす作業により下がっております。しかし、木の周辺や防風林等があるところは、思うように下がらないとの報告もあります。これからの除染事業を進めながら、しっかりとした復興計画を立て、皆様方へ道筋を示してまいります。

賠償についても、ようやく財物として、車について基本方針の一つが示されました。

今後、財物・財産についての賠償問題が喫緊の課題であり、これらについてもしっかりと取り組んでまいります。

2月21日には、千葉町議会議長とともに上京し、東京電力の西澤社長にしっかりとした賠償を求めてきました。

現在、大熊町でも、町民の方に入っていたが、大熊町復興計画検討委員会を開催し、3年先、5年先はどうなるのか、これから先の長期的見方はどうするか等計画を策定しております。戻らない方、戻れる状況になるまで線量の低い場所待つか、それぞれに応じたしっかりとした復興計画を作り、少しでも先の希望が見えるような形で、取り組んでまいりますので、今後ともご支援のほど宜しくお願いいたします。

大熊町長 渡辺利綱



第3回大熊町復興計画検討委員会を開催しました



今後の復興計画策定の流れ
これからの進め方としては、町議会への説明を行いながら、区長会や各種団体の長などにご意見を伺い、復興計画検討委員会が3月末を目標に計画案を策定してまいります。

また、当初予定していたアンケート調査は、復興計画案に対する皆さまのご意見も併せていただきたいので、3月末に実施することといたしました。

現在、国では警戒区域の見直しを計画しており、また、財物補償なども今後示された場合、復興計画の内容に変更が生じ、計画策定に遅れる可能性があります。その際は、広報紙等で皆さまにご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2月13日、大熊町役場会津若松出張所において、第3回目となる大熊町復興計画検討委員会が開催されました。第2回目の会議から、20名の委員が2グループ10名ずつにわかれ、大きく4つにわけたテーマをそれぞれ協議、検討していただく方法（ワークショップ）で行っております。

第3回目の会議のテーマは「居住地を自ら選択し大熊町に帰れるまで待つ方への支援」と「町が指定した区域に居住し帰れるまで待つ方への支援」の2つのテーマについて、委員の方にご協議いただきました。

原発賠償金請求Q & A

2月1日号でお知らせした「原発賠償金請求Q & A」の内容に変更がありましたのでお知らせします。

【更新】

Q. 19

専従者給与所得者の就労不能損害や、役員報酬の損害については請求できますか？

A. 19

専従者給与所得者の就労不能損害については、個人事業主や会社からの請求となり、役員報酬については、個人向けの「就労不能損害」での請求となります。

第3回大熊町復興計画検討委員会での協議経過

●会議の中で出された委員からのご意見等

大熊町では、委員の方々からいただきましたご意見を参考に、より多くの町民の皆様が安心できる計画となるよう、協議・検討を重ね、復興計画を策定してまいります。

居住地を自ら選択し大熊町に帰れるまで待つ方への支援に関する意見

行政

- 他の市町村に住民票を移した後も大熊の特別枠の住民票を持てるようにする
- 町民税の減免
- 帰宅時期の早期明示
- 居住場所の斡旋（会津若松市、いわき市、相馬市等）

情報

- 情報の提供は頻繁にする（ふるさとだより等を毎週ぐらい）
- 復興の進捗状況や見通しの情報発信
- 情報提供システムの確立
- 大熊町内状況のライブカメラ設置
- 自宅付近の定期的な線量データの提供
- マスコミを利用した情報の発信
- ネット端末の配布
- 定期的な町主催懇談会の実施

健康

- どこにいても被ばく等の健康検査を無料で受けることができる体制整備
- 子ども中心に恒久的な検査の実施
- 放射線の正しい知識の普及
- 定期的な健康管理調査の実施
- ネット端末での健康相談
- 線量計の各戸配布

福祉

- 高齢者・障がい者施設の紹介（地元自治体とのパイプ役）
- 被災者が優先して入所できる老人介護施設の設置
- 介護バスの運行

雇用・産業

- 雇用支援チームの発足（訓練、研修支援）
- 除染や研究施設へ優先的に雇用される体制整備
- 資格取得の費用助成等
- 農業ができるように農地の斡旋
- 遊休地を農地として活用し、希望者へ貸与する
- 復興関係事業へ地元業者を活用する
- 墓地管理組合をつくり、掃除や草刈りなどを行う
- 企業組合等を設立し、町内インフラの復旧や田畑の維持管理を行う

教育

- 町民向けの塾を開設し、学校は違うが昔の友達とのつながりを持てる場をつくる
- 奨学貸付金の増額と返済期間の延長、また新たな奨学金制度の創設
- 学力向上支援と進学サポート
- 小学生へ大熊町のことを学んでもらえる場の提供

生活

- 独居老人世帯への定期的な訪問（地元行政からの支援）

- 地域コミュニティの形成と維持
- 各地区、地域での自治会の立ち上げ
- 大熊町行事への参加をやすくする
- 全国での借り上げ住宅制度の整備
- 借り上げ住宅制度の長期継続
- 大熊町民が集える会を年何回か開催する
- 大熊町の様子を見学するバスツアーの実施
- 二重ローン対策
- 二重生活している方への生活費の支援

賠償

- 大熊町内にある家屋の補修
- 町民の納得できる賠償支援
- 不動産賠償後の所有権確保

風評被害対策

- 差別防止支援
- 大熊町がたどった原子力災害の本を出版し、町の現状を理解していただき風評被害対策につなげる

除染

- 仮置場の設置
- 住宅、公共施設、道路だけの除染では不安である

町が指定した区域に居住し帰れるまで待つ方への支援に関する意見

行政

- 他市町村との合併（2万人規模の町）
- 大熊町単独で行っていく（3千人規模の町）
- コンパクトな行政運営
- 町の実態にあった行政組織の改編
- 未来都市のモデルとなる町づくり（省エネ、エコ、住みよい町）

福祉

- 指定された地区へ老人ホームと温泉施設をつくる
- 高齢者、障がい者施設の設置

雇用・産業

- 大熊町商店街の復活
- ショッピングモールを作り、テナントの提供をする
- 大型介護施設をつくり、介護の雇用を中心とした町づくり

教育

- 仮校舎を建設し、学校を開校する

生活

- 指定された地区へ病院を設置する
- 公営住宅を建設する

町が指定すべき場所はどこがいいのか

- 双葉郡内（広野町、檜葉町、川内村など）
- いわき市、田村市、相馬市、南相馬市
- 仙台市、北茨城市
- 会津若松市
- 他の被災自治体と同じ場所を選定する
- 選定場所は放射線積算線量が年間1ミリシーベルト以下の場所がよい

お知らせ

平成24年度住民税(町県民税)の申告について

今年は東日本大震災の影響により、申告会場及び対応する職員の確保が困難なため、遠方に避難されている方には、2月末から申告書を順次郵送しています。

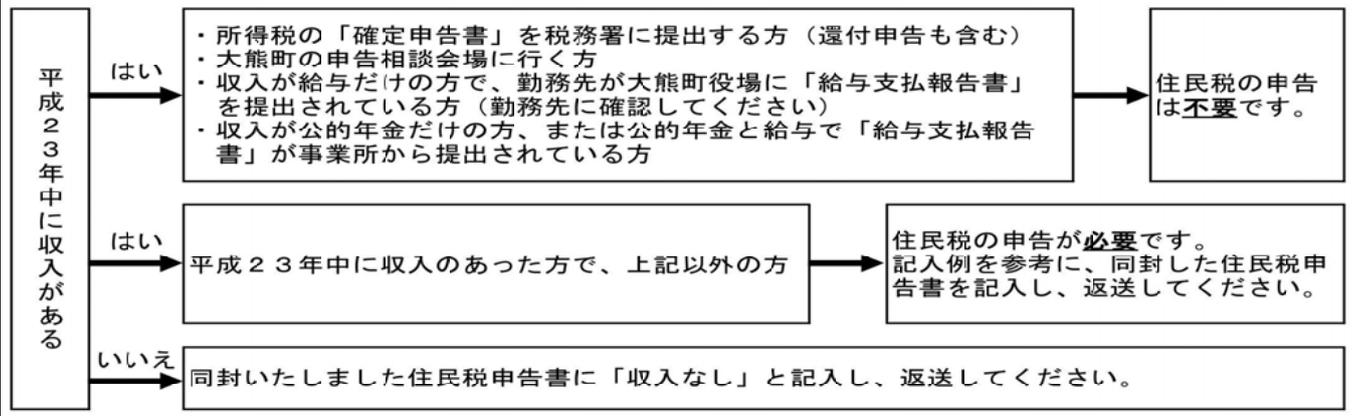
下記の「申告の流れ」により、住民税の申告が必要な方は、平成24年3月31日まで申告書を作成し返送してください。

申告をしていないと避難先自治体や関係機関等に所得証明書の提出を求められた場合に、証明書の発行ができません。

※3月中旬になっても申告書が届かない場合はご連絡ください。

平成24年度町民税・県民税申告の流れ

◎申告の要・不要は、このフローチャートで判断してください。



◆賠償金や給付金などの税法上の取扱いについて

非課税所得につきましては、町県民税の申告手続きの必要はありません。

東京電力(株)から支払いを受けた賠償金の仮払金は、東京電力(株)と被害者との間で、本賠償の合意に至った日の年の収入として取り扱われますので、本賠償の合意に至るまでは申告する必要はありません。

賠償金等の区分	課税 非課税	所得区分	収入があったとされる年
<ul style="list-style-type: none"> ●避難生活等による精神的損害に対する賠償金 ●生命・身体的損害に対する賠償金 ●検査費用(人・家事用資産)に対する賠償金 ●避難や帰宅、一時立入費用に対する賠償金 ●転居費用に対する賠償金 ●通勤費増加額に対して支払を受ける賠償金 ●雇用保険の失業等給付金 ●生活再建支援金 ●義援金、災害弔慰金 	非課税 (申告不要)		
<ul style="list-style-type: none"> ○事業等の損害のうち、追加的費用にかかるものに対する賠償金 ○検査費用(物)のうち、業務用資産及び棚卸資産にかかるものに対する賠償金 ○事業等の損害のうち、減収分に対して支払を受ける賠償金 ○給与等の減収分に対して支払を受ける賠償金 		<ul style="list-style-type: none"> 事業所得 一時所得 	

【お問い合わせ先】 税務課

介護サービス費一部負担金の免除期間が延長になりました

介護サービス費一部負担金免除措置については、平成24年2月29日までとお知らせしていましたが、免除期間が1年間延長され、平成25年2月28日までとなりました。

平成24年3月1日以降介護サービスを利用する際には、今までどおり介護事業所に介護保険被保険者証を提示することで一部負担金の免除を受けることができます。

※介護サービスの介護保険適用外の分、利用限度額を超えた分は通常どおり自己負担となります。

◆免除を受けることができる期間と対象者

- ・対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等の要介護認定者の方
- ・期 間：平成25年2月28日まで

介護保険負担限度額認定証を交付しています

介護保険施設入所等に伴う食費・居住費の一部負担金の補助は、平成24年2月29日で終了となり、3月以降は、通常どおり一部負担金が発生します。いままで介護サービスを利用されていた方には、「介護保険負担限度額認定証」を送付しています。

※今回、認定証が送付されなかった方、今後ショートステイ等を利用される方は、申請が必要になります。

◆介護保険負担限度額認定とは…

介護保険施設（老人福祉・老人保健・療養型医療）に入所（長期・短期）すると、食費・居住費を負担することになります。一定の条件を満たす方には、食費・居住費の利用者負担限度額を設定し、それを越えた部分については、介護保険給付により、利用者負担を軽減します。

○介護施設等の入所した場合の1日あたりの基準費用額

施設の種類	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット個室	ユニット準個室	
介護老人福祉施設	1,150円	320円	1,970円	1,640円	1,380円
介護老人保健施設 介護療養型医療施設	1,640円	320円	1,970円	1,640円	

※施設によって独自で費用額を定めていますので、詳しくは利用する施設にお問い合わせください。

○1日あたりの食費・居住費の自己負担限度額

区分	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット個室	ユニット準個室	
生活保護受給者の方等	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
世帯全員が市町村民税非課税で、 前年度の合計所得と課税年金収入 額の合計が80万円以下の方	490円 (420円)	320円	820円	490円	390円
世帯全員が市町村民税非課税で、 前年度の合計所得と課税年金収入 額の合計が80万円以上の方	1,310円 (820円)	320円	1,640円	1,310円	650円

※従来型個室の()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合またはショートステイを利用した場合の額です。

※平成23年度の住民税が全額免除されている方は、非課税と同じ扱いになります。

【お問い合わせ先】 保健福祉課介護保険係

入院されている方へ

大熊町国民健康保険及び後期高齢者医療保険へ加入している方で入院されている場合、住民税非課税世帯については、標準負担額減額認定証の申請をしていただくことで、入院時食事療養費および入院時生活療養費が減額となります。

該当する方は申請書を送付しますので下記までご連絡ください。

発効日は申請のあった月の1日からとなりますので、お早めに申請してください。(認定証を医療機関に提示しないと減額を受けられませんのでご注意ください)※平成24年2月29日で入院時食事療養費および入院時生活療養費の免除が終了してしまうため、平成24年3月1日以降入院される場合は申請が必要になります。

また、社会保険等その他の医療保険に加入されている方については、加入している保険から標準負担額減額認定証の交付を受けられる場合がありますので、加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 住民課国保年金係

大熊町国民健康保険証の更新について

現在、大熊町国民健康保険の保険証の有効期限は、平成24年3月31日です。新しい平成24年度の保険証を、有効期限の切れる3月末日までにお手元に届くよう安否情報の住所をもとに簡易書留郵便にて郵送します。

【発送予定日は3月23日(金)です】

※現在お使いの保険証は、平成24年3月31日まで使用し、有効期限が切れましたら細かく切って破棄してください。

※なるべく直近の安否情報の住所を使用しますが、安否情報の住所を変更された際には念のため郵便物の転送をおすすめします。

【お問い合わせ先】 住民課国保年金係

賠償・支援相談窓口の相談日の変更について

大熊町では、原発賠償補償金の請求手続きなどの相談ができる「賠償・支援相談窓口」を、福島県司法書士会の協力を得て大熊町役場会津若松出張所内に開設しています。

通常、毎週火曜日・木曜日で開設していますが、3月20日(火)が祝日となるため、今回のみ19日(月)に開設します。

◆日時 3月19日(月)午後1時～4時
(通常時：毎週火・木曜日)

◆場所 大熊町役場会津若松出張所 企画調整課内

【お問い合わせ先】 企画調整課

原子力災害に伴う国民年金保険料特例免除の申請期限について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。平成22年度および平成23年度分(平成23年2月分から平成24年6月分)の保険料が該当となります。

この期間の申請の締め切りが平成24年3月末日までとなります。申請を希望される方で、まだこの期間の保険料の免除申請をお済みでない方は、期限までに申請手続きを行ってください。すでに免除申請がお済みの方は再度申請する必要はありません。

申請手続きは、役場住民課窓口や郵送でのお手続き、最寄りの年金事務所でも手続きが可能です。ご不明な点はお問い合わせください。

※免除期間に応じて将来受給できる額が減額となります。

※免除が承認された期間は、10年以内であれば免除された保険料をあとから納めること(追納)ができ、追納した期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。ただし、3年以上さかのぼって保険料を追納する場合には、承認されていた期間の当時の保険料に加算額が上乗せされます。なお、追納は古い月分から納付することとなります。追納を希望される際には追納の申請を行う必要があります。

※国民年金保険料の免除申請は、20歳以上60歳未満の方で、国民年金保険料を納める方が対象となります。既に年金を受給されている方などは対象となりませんので、免除申請を行なう必要はありません。

※免除申請を行なっても、日本年金機構より保険料の納付書が郵送されます。納付書は免除の承認の通知が届くまでお手元に保留しておいて、免除の承認の通知が届いてから承認された期間分の納付書は破棄してください。

※保険料の口座振替をされている方で、今後の保険料の納付が困難な方は、口座振替の停止の手続きをとる必要があります。

【お問い合わせ先】

住民課国保年金係 0242-26-3844(代表)

平年金事務所 0246-23-5611(自動音声)

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

内部被ばく検査について

この検査は福島県民の安心確保を目的として福島県事業として行われています。大熊町では18歳以下の子ども及び妊婦を対象として東海村、会津若松市、いわき市等で平成24年1月末現在で1,984人の検査を実施してきました。

今後引き続き対象年齢を引き上げながら、同様に各方部で実施していく予定でしたが、福島県は、まず浜通り、中通りの市町村の18歳以下の子ども及び妊婦の対象者全員に検査を実施することになりました。

このため、今後は福島県から検査日程はなくなりましたので、町としては石川郡平田村の民間の「平田中央病院」において検査を受けていただくように調整を行います。

ただし、18歳以上の受検希望者は、検査料として自己負担6,000円(災害復興支援として本来の検査料金の半額)がかかりますが、この検査料金については、東京電力の原子力損害賠償の対象となりますので、領収書を保管しておいてください。

なお、検査に際しては、対象年齢を2歳程度に刻み、対象者と日程を調整しながら進めていきます。

【お問い合わせ先】生涯学習課

平成24年度自動車税の定期課税について

(1)平成24年度自動車税の定期課税

平成23年度は東日本大震災の影響により課税時期を延期しましたが、平成24年度は5月31日(木)を納期限として課税を実施します。

(2)自動車の変更登録を忘れずに！

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者(割賦販売の場合は、使用者)に課税される県税です。自動車を使用していない場合や、他人に譲ったり廃車するなどにより実際に自分が持っていない場合でも、3月末日までに管轄の運輸支局など所有権の移転や一時抹消の登録手続を済ませていないと、引き続き元の所有者に課税されますのでご注意ください。

なお、転居したときに住民票を異動させても、車検証上の住所は一緒に異動しません。自動車税の納付通知書は、車検証上の所有者または使用者の住所に送付されますので、運輸支局などでの住所の変更登録も忘れずに行ってください。

【お問い合わせ先】

福島県総務部税務課 自動車税担当
電話 024-521-7070

大熊町東日本大震災犠牲者合同追悼式のお知らせ

町では、昨年3月11日に発生した東日本大震災により亡くなられた方、それ以降避難中に亡くなられた方々を追悼すると共に、鎮魂への思いを復興への出発点として再確認し、早期復興を目指して全町民挙げて取り組むことを誓うため追悼式を開催します。

◆日時 3月11日(日) 午後2時40分～

◆会場 神保セレモニーホール天恵苑
(会津若松市扇町38番地)

◆対象 3月11日以降亡くなられた方の遺族

◆次第 国主催追悼式(東京)の放映
黙とう(発災時刻：午後2時46分)
町長式辞、追悼の言葉、焼香など

※追悼式当日は、午前9時より関係者代表による献花および祈念植樹、祈念柱建柱が、大熊町内で行われます。

【お問い合わせ先】保健福祉課福祉係

福島県借上げ住宅再契約等手続きについて

福島県借上げ住宅制度は災害救助法に基づき行われている制度で、平成24年3月31日で今年度の契約が終了します。

借上げ住宅制度をご利用の皆さまは、平成24年4月1日付けで再契約の手続きが必要となります。

内容は下記のとおりになりますので、確認をお願いします。

(1)申請時と内容に変更がなければ入居者の方が行う手続きはありません。大家あるいは仲介業者から入居の継続の意思確認が行われる場合がありますのでご注意ください。

なお、この制度は貸主の方の協力(物件の貸与)により成り立っている制度です。貸主の方の都合等で契約継続を断られる場合があり、継続できない場合は退去(住み替え)しなければなりません。(福島県より別途個別に連絡があります。)

その場合、原則借主が物件を探し、新たに賃貸契約を結ぶこととなりますが、県および町でも可能な限りご相談に応じます。

(2)退去する場合は「仮設住宅等使用終了届」の提出が必要です。

届け出は、退去予定日の1カ月前までに大熊町役場建設課へ提出してください。

(3)借上げ住宅へ入居している人数が変更になるなど、申請時と内容が変わる場合は「福島県借上げ住宅変更契約書」を提出する必要がありますので、大熊町役場建設課までお知らせください。

※福島県借上げ住宅の契約期間の終了は入居時期にかかわらず、平成26年3月31日となります。

※県外で借上げ住宅制度をご利用の方は、現在お住まいの自治体へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】建設課

梅田商店(ブイチェーン梅田店)よりお願い

3月11日の震災、原発事故により避難を余儀なくされた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

長期にわたりご利用いただいております当店発行の商品券は、再開の見通しが立たず、精算処理をさせていただく事といたしました。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、お手持ちの梅田商店およびブイチェーンの商品券を、下記の住所宛ご送付いただきたく、ご案内申し上げます。

折り返し郵送料を添えて返金させていただきます。

なお、引き替え期限は定めておりません。

【商品券郵送先】

〒971-8144

いわき市鹿島町久保2-3-14

梅田商店いわき事務所 梅田實

電話 090-4046-0063

相馬税務署からのお知らせ

東日本大震災の発生により、所得税や個人事業者の方の消費税の申告につきまして、例年とは異なる点がありますので、ご注意願います。

1 申告・納期限の延長等について

大熊町の住民の皆様については、平成22年分の所得税や個人事業者の消費税をはじめ、平成23年3月11日以降に期限が到来するすべての国税の申告・納付等の期限が延長されています。

なお、期日が指定された場合については、市町村広報紙や国税庁ホームページ等でお知らせいたします。

また、平成23年分の確定申告用紙はお送りしておりませんのでご了承ください。

2 所得税の還付・軽減免除について

震災により住宅や家財・車両などに被害を受けた方は、確定申告又は更正の請求等の手続きをすることにより、既に納付した又は源泉徴収された所得税額が還付されたり、軽減・免除される場合があります。

なお、申告期限が延長されている場合であっても、サラリーマンや年金所得者の方で所得税の還付申告をされる場合などは、申告書を提出することができます。

3 お問い合わせ先等

各種申告手続、確定申告書等の用紙の請求、その他国税に関するご相談のある方は、福島県内をはじめ全国の税務署で受け付けておりますので、最寄りの税務署までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

相馬税務署 電話 0244-36-3111

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施します。

試験名	受付期間 (郵送の場合は、受付最終日の通信日付印有効)	第1次試験日
総合職試験 (院卒・大卒程度)	4月2日(月)～4月9日(月)【インターネット】 4月2日(月)～4月3日(火)【郵送・持参】	4月29日(日)
一般職試験 (大卒程度)	4月10日(火)～4月19日(木)【インターネット】 4月10日(火)～4月11日(水)【郵送・持参】	6月17日(日)
一般職試験 (高卒者)	6月26日(火)～7月5日(木)【インターネット】 7月2日(月)～7月10日(火)【郵送・持参】	9月9日(日)

なお、申込方法や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページまたは下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】人事院東北事務局 第二課 試験係 電話 (022)221-2022

人事院ホームページ[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]

ハローワーク会津若松から出張相談のお知らせ

ハローワーク会津若松では、専門職業相談員が皆様の職業生活全般に係る出張相談を実施します。

◆時間 午前9時30分～12時

◆出張相談日程表

月 日	施設名
3月 2日(金)	河東学園仮設住宅集会所
3月 5日(月)	扇町1号公園仮設住宅集会所
3月 8日(木)	大熊町役場会津若松出張所 2階会議室
3月12日(月)	城北小北仮設住宅集会所
3月16日(金)	亀公園仮設住宅集会所
3月19日(月)	東部公園仮設住宅集会所
3月22日(木)	大熊町役場会津若松出張所 2階会議室
3月26日(月)	一箕町長原地区仮設住宅集会所
3月30日(金)	松長近隣公園仮設住宅集会所

◆相談内容

- ・求人情報提供および職業相談
- ・職業訓練情報提供および相談

◆震災特別相談窓口

◇窓口対応時間

火曜日～木曜日 午後1時～4時

◇場 所

西分庁舎(ハローワーク会津若松道路向い)

◇相談内容

就職相談

※水曜日は社会保険労務士による「年金相談」
「社会保険相談」もできます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省福島労働局

ハローワーク会津若松(被災者支援対策窓口)

電話 0242-26-3444(直通)

ふるさとふくしま暮らしサポートミーティングが開催されます

福島県外に避難された皆さまへ、地元の情報はじめ、皆さまの暮らしに関する情報などをご提供したり、雇用や各種申請などに関するご相談ができる「暮らしサポートミーティング」が開催中です。

◆暮らしサポートミーティング主なプログラム

- 国・福島県からのお知らせ
- 各市町村からのお知らせ
- 個別暮らしサポート相談
- 雇用に関するご相談
- 就職支援窓口のご紹介、県外巡回相談会のご案内など

※司法書士への相談も無料!

- ・原発補償金に関する説明、情報提供
- ・その他法律相談

◆3月の開催日程・場所

都道府県		日時	会場
東京都	立川市	3月4日(日) 13:00～15:00	立川市砂川学習館
	千代田区	3月20日(祝・火) 11:00～12:30 13:00～14:30 15:00～16:30	東京国際フォーラム
富山県	富山市	3月11日(日) 13:00～15:00	富山県中小企業研修センター
石川県	金沢市	3月10日(土) 13:00～15:00	石川県文教会館
福井県	福井市	3月9日(金) 18:00～20:00	福井市文化会館
山梨県	甲府市	3月3日(土) 13:00～15:00	甲府商工会議所
長野県	松本市	3月2日(金) 18:00～20:00	松本市駅前会館
静岡県	静岡市	3月2日(金) 18:00～20:00	静岡労政会館
愛知県	名古屋市	3月3日(土) 13:00～15:00	I. M. Yホール
京都府	京都市	3月11日(日) 13:00～15:00	京都テルサ
大阪府	大阪市	3月10日(土) 13:00～15:00	大阪府商工会館
兵庫県	神戸市	3月9日(金) 18:00～20:00	兵庫県中央労働センター
広島県	広島市	3月17日(土) 13:00～15:00	ワークピア広島
愛媛県	松山市	3月18日(日) 13:00～15:00	松山市男女共同推進企画センター
福岡県	福岡市	3月18日(日) 13:00～15:00	福岡商工会議所
鹿児島県	鹿児島市	3月17日(土) 13:00～15:00	宝山ホール・鹿児島県文化センター
沖縄県	那覇市	3月25日(日) 13:00～15:00	那覇市IT創造館

【お問い合わせ先】

暮らしサポート事務局 電話 024-526-0577

あらかると

あつまっかおおくま情報交換会が開かれました



新潟県柏崎市に避難している大熊町民のコミュニティ「あつまっかおおくま」が、2月17日、渡辺町長と千葉町議会議長を招き、情報交換会を開催しました。

情報交換会では、主催者代表の愛場誠さんに続き、渡辺町長や千葉町議会議長、そして日頃から「あつまっかおおくま」がお世話になっている中越防災安全推進機構の稲垣文彦さん、共に育ち合い(愛)サロンむげんの増田昌子さんが挨拶しました。

情報交換では、除染の進捗状況や今後の居住、中間処理場などの議題が話し合われました。

茨城県に避難されている皆さまへ

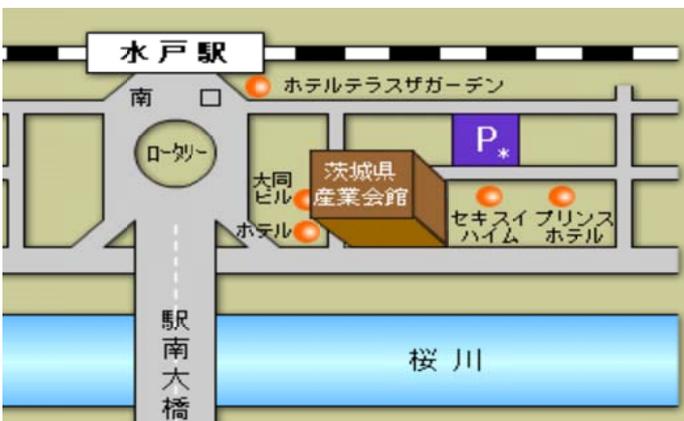
大熊町民によるコミュニティ組織への参加のお願い

2月に日立市において茨城県内のコミュニティ組織を発足しました。初会合では、町議員を交えて皆様の関心事である警戒区域の線引き、除染問題等について活発な意見交換が行われました。

参加者からは、慣れない地での心細い生活を強いられる中で、このような同郷のコミュニティは大変勇気づけられるとの感想が聞こえました。出席議員にも「このコミュニティは行政機関との情報チャンネルとして有効だ」とされ、復興の絆として全面的な協力を確認できました。

茨城県内のNPO団体による県内避難者への支援事業が始動し、その受け皿として避難者主体のコミュニティ組織が求められます。同胞の方々が茨城県内の各所に散らばり一カ所への集合は大変ですが、皆様の想いを実現させるためにも積極的な参加をご期待します。

- ◆日時 3月24日(土) 10:00~15:00
- ◆場所 社団法人茨城県産業会館 (茨城県水戸市桜川2-2-35)
- ◆内容 午前中に組織運営、午後法律相談



【お問い合わせ・連絡先】

野田 朋弘(日立市) 電話 090-8423-5608
Email: tomohiro-n@higashi-t.com

町民掲示板

埼玉県に避難されている方へお知らせ

輪になろう！ふみ出そう！

第3回『ひまわりの会』開催

東日本大震災により、東北から旧鳩ヶ谷市に避難してきた6名で、鳩ヶ谷ボランティア連絡会の協力を得てグループを作り、交流を目的としたサロン(茶話会)を開いています。

避難してきた方や地域の方、埼玉に住む東北出身者など、多くの方の参加をお待ちしています。



- ◆日時 3月14日(水) 9:30~15:00
- ◆場所 やすらぎ会館 (川口市南鳩ヶ谷6-8-16)
- ◆参加費 200円
- ◆内容

- ・おしゃべりサロン(親睦、情報交換等) 9:30~15:00
- ・「タッチ☆アロマ」さんによるアロママッサージ 13:00~15:00(希望者はオイル代300円必要)

◆申込み 不要(直接会場にいらしてください)

【お問い合わせ先】

『ひまわり』 前川 (大熊町 熊)
電話 080-4405-4931

※第4回『ひまわり』は4月11日(水)に実施予定です。